

第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

2025年4月21日開催

2025年4月24日

第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、欧州オムニバス法案の公表等、最近のサステナビリティ開示の国際的な動向を踏まえた対応について議論が行われました。委員からは、現在示されているサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の導入のロードマップ案（[図表2](#)参照）の変更は必要ない旨の意見が多く示されました。

また、サステナビリティ情報に係る見積りの修正があった場合の訂正の考え方や、虚偽記載等の責任のあり方、サステナビリティ情報に係るEDINETタクソノミ（案）の開発の方向性についても議論が行われました。

さらに、SSBJ基準を国際的なベースラインとなるIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）と同等な基準として金融商品取引法令に取り込むという事務局の提案についても、多くの委員から賛同がありました。

最近のサステナビリティ開示の国際的な動向とSSBJ基準の導入のロードマップ

■EUオムニバス法案等の影響

第6回WGでは、欧州オムニバス法案※1の公表（[図表1](#)参照）等、最近のサステナビリティ開示に関する国際的な動向や、これらが与えるSSBJ基準の適用開始時期への影響について、事務局より以下のような説明がありました。

- EUオムニバス法案でCSRDの適用時期延期の対象となっているのは、一定規模以上の非上場企業等（Wave2）及び上場中小企業等（Wave3）であり、従業員500人超の上場企業等である大会社（Wave1）に対しては、既に2024会計年度からCSRDの適用が開始されている
- 我が国においては、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えたプライム市場に上場する時価総額3兆円以上の企業から段階的にサステナビリティ開示基準の適用を開始することを検討しており、非上場企業やスタンダード及びグロース上場企業は、適用対象となっていない
- 加えて、単純な比較は困難であるものの、時価総額5,000億円以上のプライム上場企業のほぼ全てが、オムニバス法案による閾値の見直し後においても、2024会計年度からCSRDの適用が開始されている会社（従業員1,000人超の上場大会社）に相当する

図表1 従来のCSRDとオムニバス法案の比較

	従来のCSRD	オムニバス法案
適用対象・時期	Wave 1：2024会計年度から、連結・単体のいずれかの従業員が 500人超 の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超） Wave 2：2025会計年度から、一定規模以上の非上場企業等（Wave 1以外の大会社） Wave 3：2026会計年度から、上場中小企業等	①の法案成立後、②の法案の成立を目指す。 ① 適用開始時期を延期する法案 Wave 2：2027会計年度に延期 Wave 3：2028会計年度に延期 ② 適用対象企業の閾値の変更等を目的とする法案 適用対象は連結・単体のいずれかの従業員が1,000人超の大会社
社数	約5万社	約1万社
開示基準	ダブルマテリアリティ	ダブルマテリアリティ（ グローバルな報告基準とのインターオペラビリティを損なわず 、開示事項を削減）
保証	限定的保証（今後、 合理的保証への移行を検討 ）	限定的保証（ 将来の合理的保証への移行は行わない ）
域外適用対象	2028会計年度から、EU域内の純売上高 1億5,000万ユーロ超 、かつ、 EU域内子会社が上場会社・大会社 、又はEU域内支店の純売上高 4,000万ユーロ超	2028会計年度から、EU域内の純売上高 4億5,000万ユーロ超 、かつ、 EU域内子会社が大会社 、又はEU域内支店の純売上高 5,000万ユーロ超

参考：金融庁ウェブサイト [第6回WG 事務局説明資料（2025年4月21日）P2](#)

※1：欧州委員会は、2025年2月に2つの法案（オムニバス法案）を公表し、図表1の①の法案によりWave2以降の企業に対する2年間の適用時期の延期を、②の法案により適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策を、それぞれ提案しています。①の適用時期の延期に係る法案は、欧州議会及びEU理事会にて採択済みであり2025年4月17日に発効しています。

■SSBJ基準の導入のロードマップでの対応

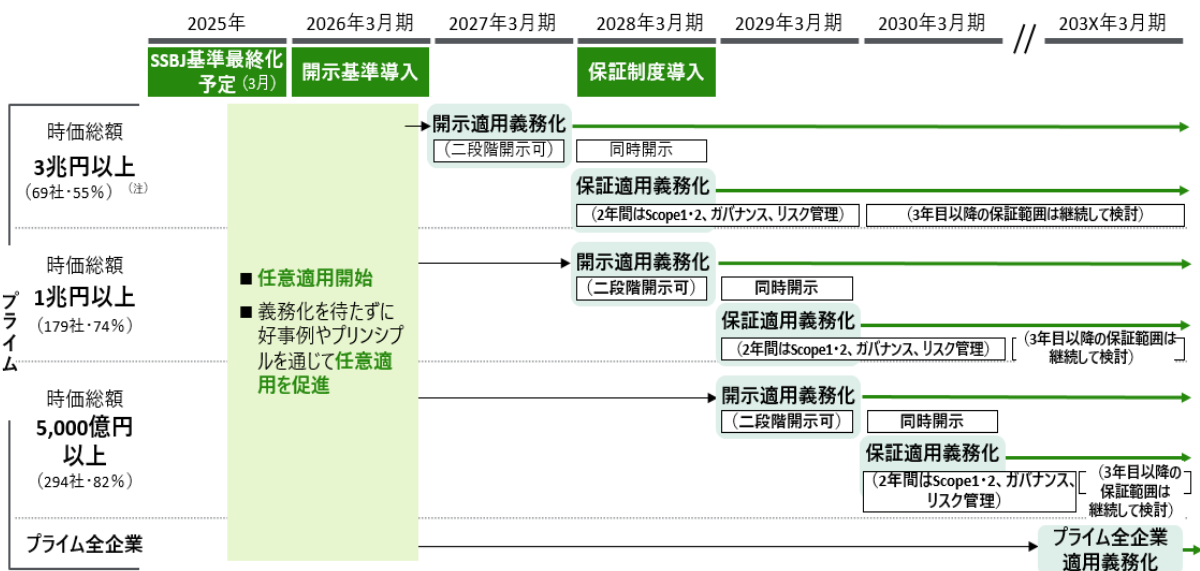
上記を踏まえて、我が国におけるSSBJ基準の導入のロードマップ（図表2参照）等について、事務局より以下のような方向性が示

- 引き続き、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業へのサステナビリティ開示基準の適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応していく
- 二段階開示やセーフハーバー等、企業負担の軽減につながる措置についても引き続き検討
- 第4回WGで議論された我が国における保証業務提供者のオーソリゼーション（告示指定）の制度の検討※2については、オムニバス法案により、Wave2に分類される日本企業の欧州子会社に対するCSRDの適用時期が2025会計年度から2027会計年度に2年間延長されることが見込まれるため、今後の欧州の動向と企業ニーズを踏まえて、オーソリゼーションの措置の要否を検討

※2：第4回WGで、オムニバス法案前のCSRDの免除要件（日本企業の欧州子会社が、連結ベースでのCSRD開示を前倒しすることで、欧州子会社単体でのCSRD開示の免除を受けられる）を利用する場合や、2028年以降のCSRD域外適用の際に論点となる、EU域外の保証業務提供者のオーソリゼーションについて、暫定的な制度対応として、法令上、一定の保証業務提供者を金融庁が指定する案が事務局から示されました。

委員からは、現状議論されているロードマップ案（図表2参照）の変更は必要ない旨の意見が多く示されました。また、2027年3月期から時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業に適用を開始するとすると、その年度の期首は2026年4月1日であり1年を切っていることから、できるだけ早いタイミングで制度を固め、導入を進める時期に来ている、との意見も複数の委員から示されました。

図表2 サステナビリティ保証制度のロードマップ



義務化された保証範囲に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成）

参考：金融庁ウェブサイト [第5回WG 事務局説明資料（2024年12月2日）P21](#)

サステナビリティ情報に係る見積りの修正があった場合の訂正の考え方

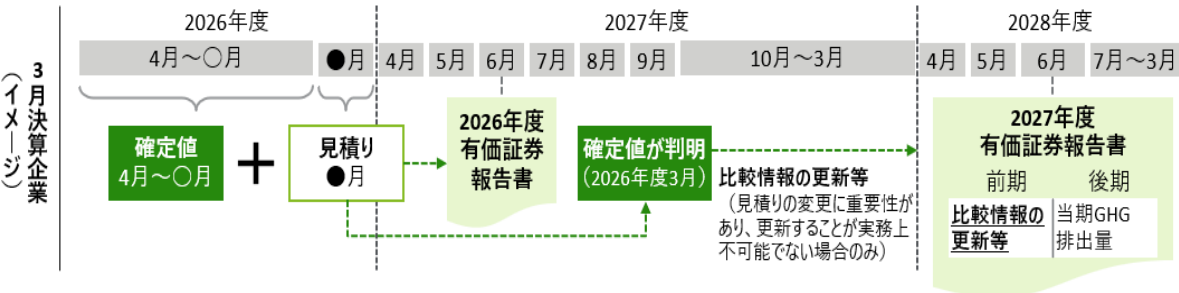
■温室効果ガス（GHG）排出量の見積りの更新について

有価証券報告書の提出期限は期末日後3カ月以内とされているため、SSBJ基準で開示が求められるGHG排出量について、報告期間に係るGHG排出量の情報収集・開示が有価証券報告書の提出に間に合わないこと等により、一部期間にてGHG排出量の測定に見積りが使用される場合があります。この際の見積りが有価証券報告書の提出後に判明した確定値と異なる可能性があるため、第6回WGでは、サステナビリティ情報に係る見積りの修正について、事務局より以下のような考え方が示されました。

- 前報告期間に開示された見積りの数値について、その変更に関する重要性のある情報を事後的に入手した場合には、比較情報の更新や、前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異、更新した理由の開示が必要
- 見積り情報については、有価証券報告書の提出後に当該見積り情報に係る確定値が判明したことをもって、訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではないと考えられる

委員からは、事務局の示した考え方について、概ね賛同する意見が示されました。また、誤謬の修正と見積りの更新の違いについては、SSBJ基準やISSB基準で明記されているため、これを踏まえて対応することに賛成する、という意見や、事後的に見積りの更新をした場合に有価証券報告書の訂正が要求されなくとも、臨時報告書での開示を求めていく必要性はないのか、という意見、財務諸表の修正後発事象に関する定めと比較情報の更新の定めとの間の整合性を検討しなければいけないのではないか、という意見も示されました。

図表3 見積りの数値に関する比較情報の更新を行う場合のイメージ（3月決算企業）



参考：金融庁ウェブサイト [第6回WG 事務局説明資料（2025年4月21日）](#) P8

■有価証券報告書の訂正が必要となりうる例

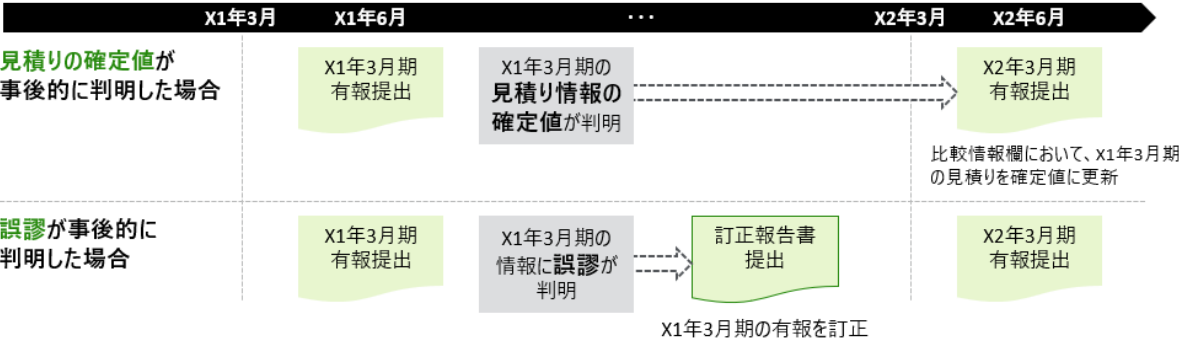
第6回WGでは、有価証券報告書の訂正が必要となりうる例として、事務局より以下のような考え方が示されました。

- 例えば、見積りの前提が合理的でなく、十分な情報に基づいていない等、正確ではない見積りである等の場合、誤謬に該当する可能性がある
- 誤謬に該当する場合、その重要性に応じて、有価証券報告書の訂正が必要となることも考えられる

委員からは、事務局の示した考え方について、概ね賛同する意見が示されました。また、確定値が事後的に判明した場合は、翌年度の有価証券報告書で確定値に更新し、誤謬が事後的に判明した場合、訂正報告書を提出するという取扱いが良い、という意見も示されました。

図表4 誤謬に該当する場合で、重要性に応じて有価証券報告書の訂正を行う場合の例

【3月期決算の場合】



正確ではない見積りの例

- エネルギー使用量の多い拠点の排出量情報について、季節変動が大きいにもかかわらず、当該変動を考慮せず見積りを実施
- 事務ミスにより、エネルギー使用量が多い主要拠点の排出量情報の見積りの桁数を間違えて記載 等

参考：金融庁ウェブサイト [第6回WG 事務局説明資料（2025年4月21日）](#) P10

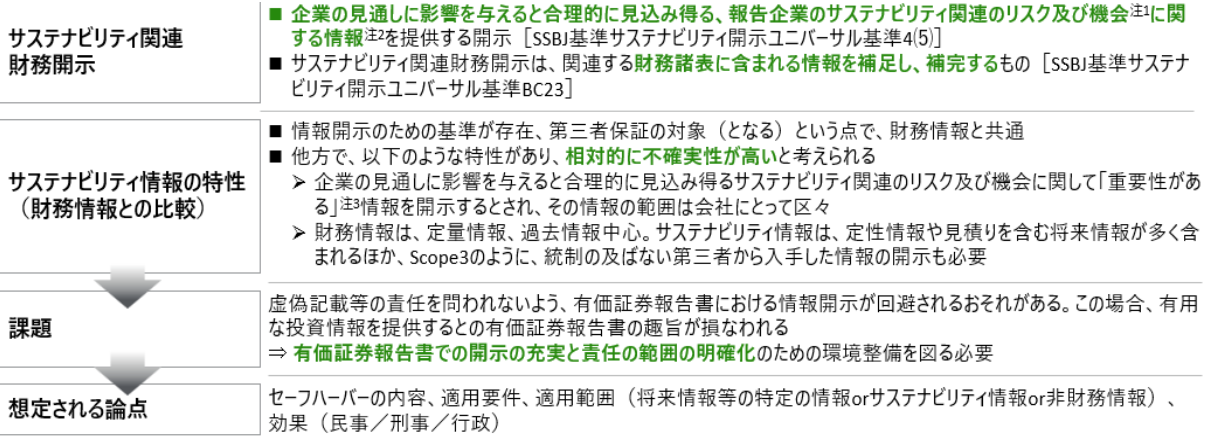
サステナビリティ情報の虚偽記載等の責任のあり方

サステナビリティ情報の虚偽記載等に関する責任については、これまでのWGにおいても議論がされており、第5回WGにおいてScope3を対象とする開示ガイドライン改正によるセーフハーバーの導入を前提としつつ、法律改正も視野に引き続き検討していく旨が事務局より示されました。これを踏まえて第6回WGでは、サステナビリティ情報の虚偽記載等の責任に係るセーフハーバーについて、事務局より以下のような考え方が示されました。

- サステナビリティ情報の虚偽記載等の責任に係るセーフハーバーは、情報の特性を踏まえた合理的なものであるとともに、有価証券報告書における開示の充実・責任の範囲の明確化のための環境整備として妥当なものとする必要

委員からは、事務局の示した考え方について、概ね賛同する意見が示されました。また、他に検討が必要な論点として、虚偽記載の責任に関する検討範囲を非財務全般に広げるのは少し極端ではないか、今までの検討を踏まえて、将来情報、それからバリュー・チェーン（VC）情報に絞った方が良いのでは、という意見や、VC情報に限定せず将来情報についてはサステナビリティ情報全体に広げて良いのでは、という意見、一番大事なことは情報開示に消極的にならないようなセーフハーバーを設けることであるなど、様々な意見が示されました。

図表5 サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任



注1：短期、中期、長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、全てのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたもの
注2：リスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む
注3：ある情報について、省略、誤表示等をしたときに、サステナビリティ関連財務開示を含む報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう [SSBJ基準サステナビリティ開示ユニバーサル基準4(7)]

参考：金融庁ウェブサイト [第6回WG 事務局説明資料（2025年4月21日）P14](#)

サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ（案）の開発の方向性

有価証券報告書等の開示書類の提出から公衆縦覧については、EDINET（Electronic Disclosure for Investors' Network）が利用されています。有価証券報告書等の開示書類提出者は、EDINETでの提出に当たりXBRL※3の「タクソノミ」（電子的タグの集合）を基にタグ付けされた開示書類ファイルを作成するとされています。なお、現在、タクソノミは我が国の開示項目に対応した金融庁独自のものを使用していますが、サステナビリティ開示基準の導入に当たっては、以下いずれかの方法が考えられることが、事務局より示されました。

- ・ 金融庁独自のタクソノミを開発する
- ・ IFRS財団が2024年4月に公表したIFRSサステナビリティ開示タクソノミ（以下「ISSBタクソノミ」という）を取り込むことをベースに開発する

※3：XBRL（eXtensible Business Reporting Language）とは、財務報告等開示書類に電子的タグを付し効率的な情報取得を可能とするための国際的に標準化されたコンピュータ言語です。

第6回WGでは、サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミの開発の方向性として、事務局より以下のような方向性が示されました。

- 今後のタクソノミ開発については、サステナビリティ情報が国際的な比較可能性を強く求められていることや日本独自開示項目のタグ付けを可能にすること等を考慮し、ISSBタクソノミを取り込むことをベースに開発する（IFRS基準（S1、S2）とSSBJ基準に共通する開示項目はISSBタクソノミの内容を取り込み、日本独自開示項目は金融庁独自のタグ付け項目を追加する方向で検討する）
 - ただし、提出者負担や予算等を考慮し、ISSBタクソノミのうちEDINETでの提出のために取り込むタグ付け項目は、優先度が高いと考えられるものから開発することを検討する
 - SSBJ基準適用企業とSSBJ基準非適用企業の開示の比較可能性を確保できるように共通のタクソノミを使用する

委員からは、事務局の示した考え方について、概ね賛同する意見が示されました。また、サステナビリティ情報に2種類のタクソノミが混在することで何か問題が生じないのか等、慎重な確認が必要、実務に混乱が生じないような形での対応を望む意見も複数委員から示されました。

図表6 ISSBタクソノミを取り込んだEDINETタクソノミ（案）の開発イメージ

サステナビリティ情報			
開示府令有報上の記載箇所	採用するサステナビリティ開示基準	主な対象企業（想定）	適用タクソノミ
第一部【企業情報】 第2【事業の状況】 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	SSBJ基準適用	プライム市場上場企業（段階的に拡大）	IFRS基準（S1、S2）とSSBJ基準に共通する開示項目に対しISSBタクソノミを取り込む注1、2 +
	SSBJ基準非適用（開示府令上の要求事項に従う）	上記以外の上場企業 非上場企業	日本独自開示項目に対し金融庁独自のタクソノミを開発

注1： 取り込むタグ付け項目については、今後、提出者、利用者等の意見を確認したうえで、限られた予算の中で開発できる内容にする予定
例えば、当初は、IFRS基準（S1、S2）のタグ付け項目の一部（全体の半数以下）を取り込み、産業別ガイダンス（IFRS基準を構成しない）のタグ付け項目を取り込まないこととし、その後追加するタグ付け項目については将来のニーズ等を踏まえて検討することなどが考えられる

注2： SSBJ基準非適用企業は、SSBJ基準適用企業と共通のタクソノミを使用することになるものの、実際にタグ付けが必要な項目は実際の開示内容（開示府令上の要求事項）に限定されるため、SSBJ基準適用企業に求められる項目全てへのタグ付けは義務付けられない

参考：金融庁ウェブサイト [第6回WG 事務局説明資料（2025年4月21日） P18](#)

SSBJ基準の金融商品取引法令への取り込み

■サステナビリティ開示基準のあり方

第1回及び第2回のWGにおいて、我が国のサステナビリティ情報の開示基準のあり方として、国際的な比較可能性の観点や企業の実務負担の観点から、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であること、さらにこれを踏まえISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準として作成されるSSBJ基準を、金融商品取引法令に取り込む方針とすることが事務局から示され、委員から賛同が示されました。

■SSBJ基準とISSB基準の整合性

第6回WGでは、2025年3月5日に公表されたSSBJ基準について、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の常勤委員より基準の概要説明が行われました。説明の中で、SSBJ基準は基本的な方針として「基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわないものとなるようにする」として開発されており、SSBJ基準はISSB基準との整合性を図ることを基礎として作成されている旨の説明がありました。

■SSBJ基準の金融商品取引法令への取り込み

第6回のWGでは、確定したSSBJ基準について、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込むことが事務局から提案され、委員から賛同が示されました。

以上

参 考： [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第6回）議事次第：金融庁](#)

関連記事： [第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツ・グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツ・グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ・グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>